

## 令和4年8月銚子市教育委員会定例会議事録

### 1 日 時

令和4年8月25日(木)

午後4時00分 開 会      午後4時35分 閉 会

### 2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

### 3 出席委員

教育長	石川 善昭
委員	伊藤 晴美
委員	安藤 清
委員	藤本 一雄
委員	杢崎 継雄

### 4 出席職員

学校教育課長	高野 美樹子	社会教育課長	石田 智己
学校教育課長補佐	本田 拓二	教育総務室長	石毛 秀明
学校教育室長	古澤 孝男	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	野尻 孝
学校給食センター所長	高木 利雄	生涯学習室長(兼青少年文化会館長)	藤井 寿代
青少年指導センター所長	石松 義輝	市民センター所長	植木 康之
公正図書館長	大出 美穂	スポーツ振興室長(兼体育館長)	仲村 光正
銚子高等学校事務長	岩船 等		

### 5 議題等

議案第24号	令和4年度銚子市一般会計(教育費)補正予算要求について
議案第25号	銚子市立中学校条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号	銚子市立幼稚園設置条例を廃止する条例制定について
議案第27号	銚子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第28号	銚子市学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第29号	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について

### 6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後4時00分

ただいまより、令和4年8月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

7月22日に開催いたしました令和4年7月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**【教育長】**

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

**【教育長】**

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

**【教育長】**

(別添資料により報告)

**【教育長】**

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

**【教育長】**

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、藤本委員、安藤委員を指名します。

**【教育長】**

続きまして、日程第2 議案第24号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

**【教育長】**

提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

それでは、令和4年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求について、ご説明いたします。

別紙の「令和4年9月補正予算総括表」をご覧ください。令和4年9月補正予算総括表は、教育委員会の要求分をまとめたものです。全体といたしましては、令和4年度銚子市一般会計（教育費）補正予算として、歳入分1事業、合計7,207万4千円の減額、歳出分5事業、合計2,768万円を増額しようとするものです。各々の予算要求の具体的な内容については、担当課長等から説明させていただきます。

それでは、このうち学校教育課所管分につきまして、ご説明いたします。まず、歳入です。1番は、市内小中学校児童生徒の令和4年10月から令和5年3月までの給食費を無償化するための予算の減額です。次に歳出です。1番、2番は、市内小中学校児童生徒の令和4年10月から令和5年3月までの給食費を無償化するための予算、また、3番は、私立幼稚園の設置者に対して食材費等の費用を補助し、園の経営安定化及び保護者負担増を抑制するための予算で、それぞれ増額要求するものです。4番は、物価高騰による賄材料費の増加分を市が負担するための予算です。子育て世帯の負担軽減を図るために予算を要求するものです。

続きまして、2枚目をご覧ください。債務負担行為につきましては、年度当初から契約の履行が必要な経費ですが、契約事務に時間を要することから、令和4年度中か

ら契約事務を始められるようにするためのもので、「春日小学校普通教室棟統合大規模改造建築設計業務委託」を設定しようとするものです。以上で学校教育課所管分の説明を終わります。

**【市立銚子高校事務長】**

続きまして、銚子高等学校所管分についてご説明いたします。「令和4年9月補正予算総括表」歳出のうち、5行目1,447万5千円は、ICT環境、いわゆるインターネット等の情報通信技術を活用した授業展開を実施するため、BYOD方式による一人1台端末のICT環境を整備しようとするための経費を増額要求しようとするものです。なお、BYODとは、生徒が所有するスマホやタブレット端末を校内に持ち込み使用する方式となり、環境整備には既存の校内LAN機器の設定変更や無線ネットワークの拡充工事などが必要となります。また、セキュリティ対策のためのライセンス使用料などが必要となります。

以上で銚子高等学校所管分についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【松崎委員】**

1点教えてください。この内容とは若干違うと思えますけれど、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用してとあるんですが、この交付金の活用の条件などはありますか。

**【学校教育課長】**

予算の使える幅が広く取ってあるということで、色々使っているんですけども、まだ財源が残っているので、それを物価高騰分に充てるというふうに聞いております。

**【松崎委員】**

交付金を活用して、この事業は駄目だよということはないですか。

**【学校教育課長】**

ないと思います。

**【松崎委員】**

分かりました。では結構です。

**【教育長】**

基本的に、使えるか使えないかは財政のほうで全部判断していただいております。

**【松崎委員】**

なるほど。事前にチェックがされているということですね。

**【教育長】**

何か補足することはありますか。

**【学校教育室長】**

今回、当初臨時交付金2億数千万と物価高騰による追加で2億数千万、国のほうから補助が出ております。物価高騰の、国からの通知によれば最初から物価高騰による給食費の値上げをせずに、この交付金を使うようにというように、一例として挙げら

れております。

**【松崎委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【伊藤委員】**

高校の補正予算なんですけど、スマホやタブレットはすでに持ち込んでいて、特に支障がなかったように感じていたんですが、これは具体的にはどういったものですか。

**【市立銚子高校事務長】**

現在、生徒が持ち込んで使用しているスマホは個人が契約しているキャリアの回線を使用しており、通信料は個人が負担しています。BYODでは校内のネットワーク回線を使用するので個人の通信料はかかりません。なお、インターネットでのアクセス先は、セキュリティソフトにより制限をかける予定です。

**【藤本委員】**

昨年、学校訪問をした際、小中学校はGIGAスクールでタブレット端末を活用して授業をされているのを見たんですけども、このBYODで各自のスマホなどを持ち込んで、具体的にどのような授業をやる予定が決まっていますか。

**【市立銚子高校事務長】**

何かを調べる時やその他にも活用することになると思います。千葉県立高校では今年4月に導入していますが、現在、試行錯誤している状況と聞いております。市立銚子高校でも、先生がたに活用方法について意見をいただいている状況でございますので、今後、様々な活用ができるのではないかと考えます。

**【藤本委員】**

これはスマホでも大丈夫なんですかね。スマホは授業には適さないんじゃないかというようなことを見たことがあって、タブレットやノートパソコンなどどうなんでしょう。

**【市立銚子高校事務長】**

スマホがBYODに適さないということは把握していませんが、セキュリティソフトを使い、アクセス制限をかけるのでセキュリティの面では大丈夫ではないかと考えています。なお、千葉県立高校では、タブレットを生徒に個人で購入してもらい、タブレットによる運用を進める動きがあり、低所得者世帯にはタブレットを貸し出すことになっているそうです。市立銚子高校でもその情報に合わせ、低所得世帯に対するタブレットの貸し出しを予定しておりまして、そのタブレット購入費用も今回の補正予算の中に含まれております。

**【藤本委員】**

購入補助は今のところ無いですか。

**【市立銚子高校事務長】**

今は無いです。

**【藤本委員】**

貸し出すための費用があるということですね。分かりました。

**【教育長】**

ほかに質疑はありませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【教育長】**

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第24号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** (挙手)

**【教育長】**

挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり決しました。

**【教育長】**

続きまして、日程第3 議案第25号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

**【教育長】**

提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

それでは、議案第25号「銚子市立中学校条例の一部を改正する条例制定について」ご説明申し上げます。

新中学校再編方針に基づき、学校規模の適正化を図るとともに、良好な教育環境を整備するため、第一中学校、第二中学校、第三中学校及び銚子中学校を統合し、新たな中学校を創設しようとするものです。

新中学校の名称につきましては、(仮称) 東部地区中学校統合準備委員会において決定された「銚子市立銚子中学校」とし、位置は、現在の銚子中学校とします。施行期日は、新中学校の開校を予定しております令和9年4月1日といたします。以上で議案第25号の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【安藤委員】**

令和9年から施行ということですが、早い段階で校名を決めるのは、スケジュールのうえで考えがあつてのことですか。

**【学校教育課長】**

校名を決定しないと、条例を上程する時に支障があるというように聞いております。

**【教育長】**

付け足しで、教育総務室長お願いします。

**【教育総務室長】**

中学校条例というのは、学校の名称と所在地が記載されているんですけども、銚子

中学校という名称が統合準備委員会で決定されまして、場所と名称が一応決定したところですので、中学校条例を改正して初めて統合が公に認められると、そういった考えもありますので、統合準備委員会で決定されたタイミングで9月市議会定例会に上程して議決をいただくと、そのような流れになります。

**【教育長】**

今後の、例えば建築とかこれが影響するかしらないか。どうですか。

**【教育総務室長】**

本年度、すでに基本設計業務の関係で、プロポーザルの選定員を藤本委員、松崎委員にお願いしたところでありますが、そういったことで建築関係についてはもう動きだしています。まだ決まってはいないので（仮称）東部地区中学校ということで、今事業を進めているところなんですけども、9月市議会定例会で議決をいただければ銚子中は正式な名称で今後進めていきたいと考えております。

**【教育長】**

今後、補助金などの色々なやり取りのなかで、正式な名称が決まっていた方がいいということですよ。

**【安藤委員】**

分かりました。ありがとうございました。

**【教育長】**

ほかにありますか。

**【松崎委員】**

確認ですが、議案だけを見ると銚子中と銚子西中になるということで、一、二、三、銚子中が新しい銚子中になる。提案理由のところを見ると、第一、第二、第三及び銚子中は廃止しと書かれておりますが、これについては当然市民の皆さんにはこの内容で説明をさせていただくということでよろしいですか。

**【学校教育課長】**

はい。

**【松崎委員】**

分かりました。

**【教育長】**

あくまで、銚子中に全部統合したということではない、ということです。なかなか理解は難しいかなと思うんですけど。

**【教育長】**

ほかに質疑はありませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【教育長】**

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第25号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** （挙手）

**【教育長】**

挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり決しました。

**【教育長】**

続きまして、日程第4 議案第26号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

**【教育長】**

提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

議案第26号「銚子市立幼稚園設置条例を廃止する条例制定について」提案理由を説明いたします。少子化や家庭環境の変化に伴い、地域の幼児が保育所、私立幼稚園等を利用する傾向が増大し、公立幼稚園の必要性が相対的に低下していることから、銚子市立幼稚園を廃園し、銚子市立幼稚園設置条例を廃止しようとするものです。なお、公立幼稚園の現状といたしまして、現在、本城幼稚園の1園体制となっております。在園児数は4歳児はおりませんので、5歳児のみの5名ということになっております。以上で、議案第26号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【松崎委員】**

内容については問題ないです。この条例の中から幼稚園教諭が削除されるような状況だと思んですが、現在の幼稚園教諭については、希望があれば保育士として雇用が保障されるということによろしいですか。

**【学校教育課長】**

皆さん、保育士の免許も持っておられるということを確認しておりますので、そのようになるかと思っております。

**【松崎委員】**

ありがとうございます。

**【教育長】**

ほかにごございませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【教育長】**

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第26号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第5 議案第27号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第27号「銚子市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由を説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、市の条例で定める独自利用事務を追加するとともに、市長と教育委員会との間における特定個人情報の情報連携ができるよう改正するほか規定を整備するものです。新たに追加する独自利用事務につきましては、学校教育課所管の特別支援就学奨励費支給事務及び就学援助費支給事務になります。以上で、議案第27号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

【教育長】

これより採決をいたします。

議案第27号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第6 議案第28号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第28号「銚子市学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について」、ご説明いたします。

コロナ禍における原油価格及び物価の高騰による家計への影響を鑑み、新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した時限的な、令和4年10月から令和5年3月までになりますが、学校給食費の無償化により、子育て世帯の負担軽減を図るため、所要の改正をしようとするものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の程をお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第28号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第7 議案第29号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第29号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」ご説明いたします。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされております。報告書は、1ページに概要を述べ、2ページから23ページまでは、事業ごとに目的・内容・令和3年度の実施状況・今後の課題等・教育委員会の評価を、24ページから25ページまでは学校等及び社会教育施設等の概要、現状・課題・教育委員会の評価について記述し、27ページから30ページまでに千葉科学大学 副学長 薬学部教授の細川正清氏による学識経験者の意見を掲載いたしました。

内容につきましては、7月に開催した委員協議会で協議していただいた結果、この度、配付させていただいた報告書の内容となっております。今後の予定でございますが、報告書についての議決をいただきました後に、9月の市議会に提出し、銚子市教育委員会のホームページで公表させていただくという予定となっております。以上で、議案第29号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第29号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後4時35分

以上をもちまして、令和4年8月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和4年9月27日

署名委員 藤 本 一 雄

署名委員 安 藤 清